

田原市人事行政の運営等の状況に関する報告書

平成 23 年 12 月

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 平成 22 年度職員の採用・退職の状況

平成 22 年度の採用・退職者数は、次表のとおりです。

単位：人

区分	退職				採用
	定年	勧奨	自己都合等	退職計	
事務職	13	9	1	23	9
技術職			1	1	4
消防職	3			3	4
技能労務職	3		2	5	
合計	19	9	4	32	17

注 対象期間 退職：H22.4.1～H23.3.31 採用：H22.4.2～H23.4.1

(2) 職員数の状況等（各年度 4 月 1 日現在）

平成 22 年度から平成 23 年度にかけての職員数の増減は表 1 、過去 5 年間の推移は表 2 のとおりです。

表 1 (前年度比)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 22 年度	平成 23 年度		
一般行政部	議会	6人	6人		事務事業の見直しによる増減等
	総務企画	96人	93人	▲3人	
	税務	29人	29人		
	民生	199人	199人		
	衛生	55人	53人	▲2人	
	労働				
	農林水産	30人	29人	▲1人	
	商工	13人	11人	▲2人	
	土木	61人	58人	▲3人	
	小計	489人	478人	▲11人	
特別行政部	教育	83人	81人	▲2人	
	消防	118人	119人	1人	
	小計	201人	200人	▲1人	
公営企業等会計部	病院				事務事業の見直し等による増減等
	水道	12人	12人		
	下水道	14人	14人		
	その他	16人	13人	▲3人	
	小計	42人	39人	▲3人	
合計		732人	717人	▲15人	
派遣職員等		6人	5人		

注 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む。）で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤の職員を除いています。

注 2 派遣職員等は愛知県等からの派遣職員で、年間を通じ、常時勤務する者を計上しています。

表2 (過去5年間の推移)

単位：人

部門	職 員 数					対 前 年 増 減				
	H19	H20	H21	H22	H23	H19	H20	H21	H22	H23
一般行政計	520	504	502	489	478	▲22	▲16	▲2	▲13	▲11
教育	91	87	83	83	81	1	▲4	▲4		▲2
消防	121	118	118	118	119	▲4	▲3			1
公 営 企 業 等	12	12	12	12	12					
	18	16	15	14	15	14		▲2	▲1	▲1
	20	17	18	16	18	13		▲3	1	▲2
合 計	782	754	748	732	717	▲25	▲28	▲6	▲16	▲15

(3) 定員適正化計画の進捗状況

田原市職員定員適正化計画では、平成22年4月1日現在の職員数の目標を757人、平成27年4月1日現在の職員数の目標を657人としています。

平成23年4月1日現在の職員数は、716人（教育長を除く。）と着実に削減が進んでいますが、今後も組織の簡素化、事務事業の見直し、施設の統廃合、民間委託や地域協働に取り組むなど、スクラップ・アンド・ビルトを徹底し、合併後の職員の過員状態の解消を図っていきます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成22年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H23.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B) 注1	人件費率 (B/A)	平成21年度 人件費率
64,947人	27,342,868千円	1,913,159千円	5,816,476千円	21.3%	18.8%

注1 特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

注2 普通会計：地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計により構成されています。自治体ごとに各特別会計の範囲が異なっており、財政比較等の統一的な掌握が困難となるため、各市町村を同じ基準で比較するための一定の作成ルールにより地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。田原市においての普通会計は、一般会計・給食センター給食費特別会計・田原福祉専門学校特別会計・中心市街地商業等活性化事業特別会計を含んだものです。

(2) 給与費の状況（平成22年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	期末勤勉手当	その他の手当	計(B)	
690人	2,613,083千円	899,822千円	440,365千円	3,929,555千円	5,695千円

注1 一般職の職員の給与で、教育長を含みます。

注2 人数は、平成22年4月1日現在です。

注3 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額及び平均給与月額並びに平均年齢の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職		労務職	
	田原市	国	田原市	国
平均給料月額	339,100 円	327,205 円	280,700 円	283,862 円
平均給与月額	363,074 円	397,723 円	283,735 円	321,662 円
平均年齢	45.0 歳	42.3 歳	51.8 歳	49.5 歳

注 1 数値は、平成 23 年度給与実態調査の普通会計の数値による。

注 2 一般行政職とは、医療・税務・教育・消防・労務・企業・福祉職以外の一般の事務・技術業務に携わる職員です。

注 3 「平均給与月額」は、毎月支払われる給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）の平均です。なお、田原市は地域手当はありません。

(4) ラスパイレス指数の状況（一般行政職）

【田原市の状況】

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
ラスパイレス指数	95.2	95.3	95.8	96.7	96.7

注 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】

区分	全国市平均 (指定都市を除く)	全地方公共団体平均	県内市平均 (指定都市を除く)	県内全市町村平均
ラスパイレス指数	98.8	98.8	99.5	100.4

注 公表時現在、全国の状況は未公表のため、数値は平成 22 年度の数値です。

(5) 初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	田原市	愛知県	国
一般行政職	大学卒 172,200 円	178,800 円	172,200 円
	短大 152,800 円	—	152,800 円
	高校卒 140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒 137,200 円	131,200 円	137,200 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

経験年数	大学卒		高校卒	
	田原市	国	田原市	国
10~15 年	284,200 円	283,767 円	236,900 円	235,737 円
15~20 年	328,300 円	337,862 円	301,600 円	287,000 円
20~25 年	351,300 円	384,602 円	328,300 円	329,966 円
25~30 年	379,200 円	414,558 円	348,800 円	369,091 円
30~35 年	407,500 円	426,605 円	360,700 円	394,923 円
35 年以上	429,700 円	432,675 円	399,600 円	418,560 円

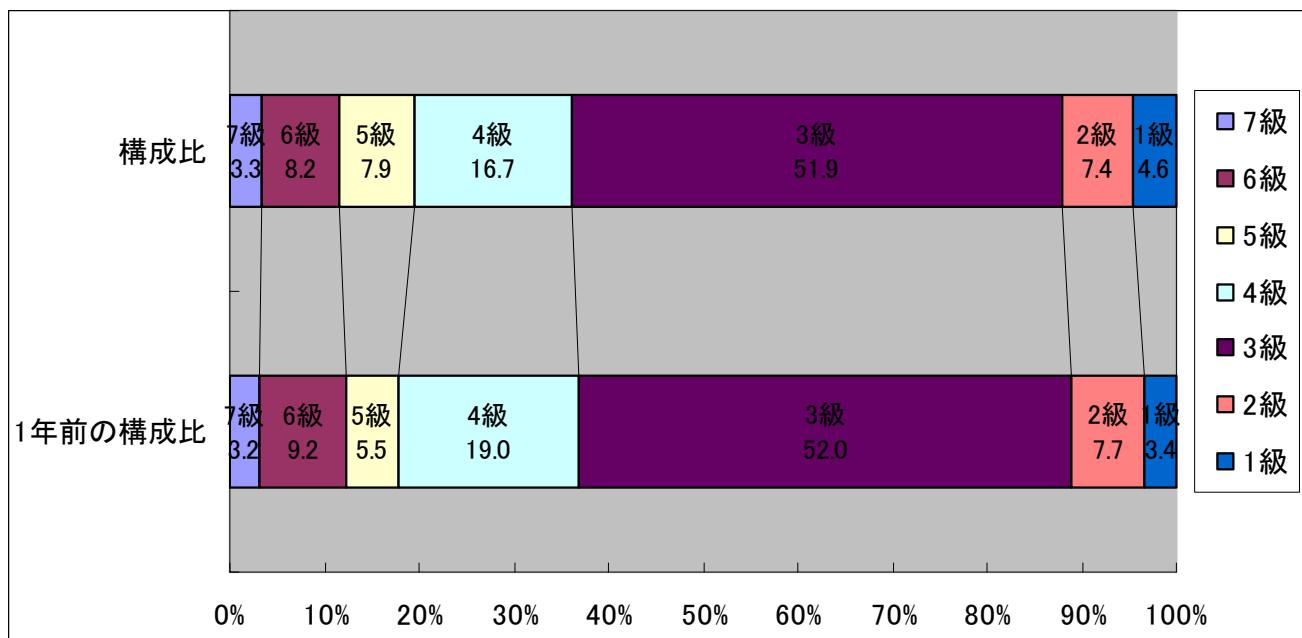
イ 技能労務職

経験年数	高校卒	
	田原市	国
10~15 年	—	229, 400 円
15~20 年	266, 000 円	258, 600 円
20~25 年	270, 700 円	275, 900 円
25~30 年	295, 400 円	288, 500 円
30~35 年	294, 000 円	299, 700 円
35 年以上	270, 700 円	310, 600 円

注 数値は、平成 23 年度給与実態調査の普通会計の数値による。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
標準的な職務内容	部長	次長・課長	課長・主幹	副主幹	主査・主任	主事・技師	主事補
職員数	12 人	30 人	29 人	61 人	190 人	27 人	17 人
構成比	3.3%	8.2%	7.9%	16.7%	51.9%	7.4%	4.6%
1 年前の構成比	3.2%	9.2%	5.5%	19.0%	52.0%	7.7%	3.4%



(8) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	田原市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6ヶ月期	1.25月	0.70月	1.25月	0.70月
12ヶ月期	1.35月	0.65月	1.35月	0.65月
計	2.60月	1.35月	2.60月	1.35月
その他	職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり		職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり	

イ 退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	田原市		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
勤続 30 年	41.50 月分	50.70 月分	41.50 月分	50.70 月分
最高限度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)	
1人当たり平均支給額	2,622 千円	24,222 千円		

注 1人当たりの平均支給額は、平成 22 年度中に退職した全職員に支給された支給額の各区分ごとの平均です。

ウ 地域手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 22 年度普通会計決算)	—		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度普通会計決算)	—		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
なし	—	—	—

「支給実績」は、平成 22 年度普通会計決算における「地域手当」の額です。

工 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 22 年度普通会計決算）

支給実績（22 年度普通会計決算）	16,744 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（22 年度普通会計決算）	110,887 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22 年度普通会計決算）	21.9%		
手当の種類（手当数）	11 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	500 円／日
	家畜に対する防疫作業に従事する職員	家畜に対する防疫作業	500 円／日
	ゴミ処理場等における農薬混合散布に従事する職員	ゴミ処理場等における農薬混合散布	500 円／日
行旅死亡人の取扱い	死体の取扱に従事する職員	死体の取扱業務	1,000 円／1 体
屋外の災害応急対策作業	屋外の災害応急対策作業に従事した職員（災害対策設置後に限る。）	屋外の災害応急対策作業	500 円／日
その他特に困難と認められる業務	公共用地の買収に従事した職員	公共用地の買収	500 円／日
徴収事務	庁内徴収事務をのぞく徴収事務	徴収事務	300 円／日
土木作業等	建設車両等特殊車両（靈柩車を含む）の運転又は土木作業に従事する専任職員	建設車両等特殊車両（靈柩車を含む）の運転又は土木作業	8,000 円／月
斎場業務	火葬、死体の取扱いに従事する職員	火葬、死体の取扱い業務	25,000 円／月
	その他の業務に従事する職員	斎場関係業務	5,000 円／月
消防業務	通常勤務消防吏員	通常勤務消防業務	3,000 円／月
	特殊勤務消防吏員	特殊勤務消防業務	10,000 円／月
	火災出動又は救急出動に従事する消防吏員	火災、救急出動	300 円／回
災害時の排水機運転	災害時に排水機を運転した職員	災害時排水機運転業務	500 円／日
清掃業務	し尿・ゴミ処理等の作業に従事する職員（作業員）	ゴミ処理等業務（作業員）	15,000 円／月
	し尿・ゴミ処理等の作業に従事する職員（作業員以外）	ゴミ処理等業務（作業員以外）	5,000 円／月
その他特に困難と認められる業務	犬猫の死骸処理	犬猫等の死骸処理業務	500 円／日

注 「支給職員 1 人当たり平均支給年額」及び「職員全体に占める手当支給職員の割合」は、平成 22 年 4 月 1 日現在の支給職員数により算出しています。

才 時間外勤務手当（平成 22 年度普通会計決算）

支 給 総 額	211,804 千円
職員 1 人当たり支給年額	348,362 円

注 「職員 1 人当たり支給年額」は、平成 22 年 4 月 1 日現在の支給対象職員数により算出しています。

力 その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 22 年度普通会計決算）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	支給実績
扶養手当	【配偶者のある場合】 配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 【配偶者のない場合】 1 人 11,000 円 他の扶養親族 6,500 円	同じ	77,724 千円
住居手当	借家の家賃に応じて限度額 27,000 円	同じ	24,710 千円
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 55,000 円 交通用具利用者 自動車等の使用距離に応じて 2,000 円から 2 万 4,500 円まで	同じ	43,562 千円
管理職手当	部長・局長・会計管理者・消防長 71,700 円 次長 58,900 円 課長・室長・事務長（6 級） 50,500 円 課長・室長・事務長（5 級） 48,400 円 主幹・副署長 40,300 円	同じ	42,106 千円
その他に宿日直手当、夜間勤務手当などがあります。			

（9）特別職の職員等の給与等の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	給料又は報酬の月額	期末手当の支給割合		
		6 月期	12 月期	計
市長	837,000 円	1.25 月	1.35 月	2.60 月
副市長	684,000 円	1.25 月	1.35 月	2.60 月
教育長	585,000 円	1.25 月	1.35 月	2.60 月
議長	450,000 円	1.25 月	1.35 月	2.60 月
副議長	360,000 円	1.25 月	1.35 月	2.60 月
議員	320,000 円	1.25 月	1.35 月	2.60 月

注 市長、副市長及び教育長は、給料及び期末手当の 10% カットを実施。

議員は、議員報酬及び期末手当算出基礎の報酬月額のカットを実施。

（議長 25,000 円、その他 30,000 円）

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）1 週間当たりの勤務時間

勤務時間	始業時刻	午前 8 時 30 分
	終業時刻	午後 5 時 15 分
	休憩時間	午後 0 時から午後 1 時まで
週当たりの勤務時間		38 時間 45 分
週休日		土曜日及び日曜日
休日		国民の休日及び年末年始の期間（12/29～1/3）

注 標準的な職員の勤務時間等であり、図書館などの施設の勤務職員や消防署職員など変則勤務体制の職場は、この限りではありません。

(2) 年次有給休暇の状況

年次有給休暇は、1年（1月1日から12月31日）につき20日与えられます。また、その年次に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越して使用することができます。

平成22年の職員1人当たりの平均取得日数は、9.6日（全期間を在職した一般職員の平均）でした。

(3) 年次有給休暇以外の休暇制度

名 称	内 容	付 与 日 数 等
【病気休暇】		
公務災害（通勤災害を含む。）に係る病気休暇	職員の負傷又は疾病が公務又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう）に起因する場合	その療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最少限度の期間
私傷病に係る病気休暇	職員の負傷又は疾病が公務災害（通勤災害を含む。）に掲げる場合以外の場合	90日（結核性の疾病である場合にあっては、1年）の範囲内でその療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最少限度の期間
【特別休暇】		
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
証人等として官公署へ出頭する場合	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間

結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間	
産前休暇	6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	
育児時間休暇	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性職員の場合は、その子の母の育児時間等一定の時間を差し引いた時間）	
出産補助休暇	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	市長が定める期間内における 2 日の範囲内の期間	
育児参加休暇	職員の妻の産前産後の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	産前産後の期間内における 5 日の範囲内の期間	
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日の範囲内の期間	
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	配偶者・父母	7 日
		子	5 日
		祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
		孫	1 日
		兄弟姉妹	3 日
		おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
		父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
		子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母・兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
		おじ又はおばの配偶者	1 日
法要休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間	

夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
住居復旧等のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
事故等出勤困難のための休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
退勤途上の危険回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
生理休暇	女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合	1回について2日以内の期間
【介護休暇】	職員が配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、田原市職員の育児休業等に関する条例等に定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進、行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度です。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学前の子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業制度があります。

平成22年度における育児休業等の取得状況は、次のとおりです。

区分	育児休業取得者	部分休業取得者	うち両休業取得者
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	15人	20人	0人
合計	15人	20人	0人

4 分限と懲戒の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持を図るため職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

一方、懲戒処分は、職員の非違行為に対して職場の秩序を維持・回復するために行われる制裁的な処分です。

(1) 分限処分の状況 (平成 22 年度)

単位 (件)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号						
心身の故障	地公法第 28 条第 1 項第 2 号			29		29	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号						
条例で定める事由による場合	地公法第 27 条第 2 項						
合 計				29		29	

注 数値は延べ処分件数であり、休職処分の対象人数は、10 人です。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 22 年度)

ア 事由別

単位 (件)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号						
職務上の義務に違反して職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号	3				3	3
合 計		3				3	3

イ 行為別

単位 (件)

処分の具体的な事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
一般服務関係	欠勤等						
	その他						
道路交通法違反	職務遂行中						
	その他	3				3	3
公務外非行関係							
監督責任							
合 計		3				3	3

5 職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。「全体の奉仕者」としての職務を忠実に遂行するため、職員には様々な義務が課せられています。特に、秘密を守る義務や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲役刑や罰金刑に処せられ、その他の服務義務に違反した場合でも懲戒処分の対象となります。

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成 22 年）

単位：(人)

許可した内容	許可数
職員が特別職の職をかね、その事務に従事する場合（消防団員）	1
職員が市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その事務に従事する場合（田原市土地開発公社）	35
職員が市長が行う総合健康診断を受診する場合	528
その他職務に専念する義務を免除することが必要と認める場合	36

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成 22 年度）

地方公務員法第 38 条は、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」としています。

単位：(人)

許可した内容	許可数
国勢調査指導員、調査員	34
参議院議員選挙投票管理者	24
参議院議員選挙投票立会人	1
田原市議会議員一般選挙投票管理者	23
田原市議会議員一般選挙投票立会人	1
愛知県知事選挙投票管理者	24
愛知県知事選挙投票立会人	1
非常勤消防団員	8
自治会役員	1

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実績 (平成 22 年度)

〈人事課主催研修〉 (5,548,903 円)

ア 市単独研修

区分	研修名	対象者	実施日数	受講者数	備考
一般研修	新規採用職員前期研修	新規採用職員	5 日	14 人	
一般研修	法制執務講座	一般職（採用後 10 年を経過した一般職員）	1 日	16 人	
一般研修	普通救命講習	消防本部・保育所・調理師・作業員を除く全職員の内今年度対象者	7 日	108 人	
特別研修	タイムマネジメント研修	公募及び指名の主任・主事級職員	1 日	25 人	
特別研修	ワーク・ライフ・バランス研修	公募及び指名の主任・主事級職員	1 日	75 人	
計			15 日	240 人	

イ 派遣研修

区分	対象者	実施回数	人数	備考
自治大学校第 2 部課程	指定職員	2 回	2 人	
自治大学校第 1 部・第 2 部特別課程	指定職員	1 回	1 人	
市町村職員中央研修所	実務担当者	5 回	5 人	
愛知県市町村職員振興協会研修センター	指定職員、実務担当者	22 回	46 人	
全国市町村国際文化研修所	実務担当者	3 回	3 人	
全国建設研修センター	実務担当者	2 回	2 人	
東三河広域協議会	指定職員	1 回	5 人	
民間研修機関派遣	実務担当者	2 回	2 人	
新任主査級研修	指定職員	1 回	10 人	
OJT 実践リーダー養成研修	指定職員	1 回	10 人	
計		41 回	86 人	

ウ 実務研修等

派遣先	対象者	実施回数	人数	備考
愛知県	指定職員	2 回	2 人	
豊橋市	指定職員	1 回	1 人	
民間企業	指定職員	2 回	2 人	
田原青年会議所	指定職員	1 回	1 人	
計		6 回	6 人	

工 自主研修

区分	人員	内容
先進都市等視察研修	3人	景観作りの取組について（神奈川県海老名市、東京都町田市）

注 職員が自主的に研修のテーマを設定し、国内の先進都市等の実情を見聞しながら調査研究することにより、職員の視野の拡大、弾力的な発想及び能力の開発向上を図ることを目的としています。また、対象者は副主幹以下の職員で、視察期間は2日です。

〈保育園職員研修〉

ア 子育て支援課主催研修

研修名	研修のねらい	対象及び参加人員	研修内容
全体研修	緊急時における防犯予防技術を習得する	全職員 216人	実技演習・園児指導
	見聞を広め、豊かな人間性を養う	全職員、幼稚園教諭 200人	講演「保護者との対応」
	適切な応急処置の方法を習得する	全職員 216人	実技演習・救急法
	保育内容、方法、技術等実践を通して学ぶ	保育士、近隣の小学校教諭 48人	公開保育・研究討議
	専門職としての資質向上を図る	全職員 200人	講演「育ちの原点」
	発達障害を理解する	全職員 198人	講演「発達障害を理解する」
グループ別研修	経験年数別グループ毎に自主的な取組みをし、知識・技術の向上を図る	全職員 120人	自主研修
	クラス別担当者会を通して、保育内容・方法を学ぶ	年長担当者会 28人 年中担当者会 24人 年少担当者会 37人 2歳児担当者会 30人 0・1歳児担当者会 31人	情報交換
所長研修	管理職としての見聞を広め、知識や技術の向上を図る	園長 21人	発達センター施設見学
園内研修	保育の専門性を高め、職場の活性化を図る	園単位 200人	各保育所の目標達成のための研修等
実践講座	保育の知識及び技術の向上を図る	保育士 45人	実技講座 手遊び、歌あそび等
用務員研修	衛生管理に係る知識の習得をする	用務員、調理員 33人	講話
臨時職員研修	公務員としての心得、基礎知識の習得	臨時職員 63人	
計		1,700人	

その他：定例会…園長会議（毎月第一水曜日）主任保育士会議（毎月第二火曜日）

イ 派遣研修(988,620円)

研修名	対象者	人数	備考
愛知県保育研究集会	指定職員	5人	
幼児教育夏季大学	指定職員	10人	1日間
心身障害児研修	指定職員	18人	
中部地区幼児教育研究会	指定職員	11人	2日間
リズム講習	指定職員	6人	
保育所新任職員セミナー	指定職員	4人	
東海北陸保育研究大会	指定職員	4人	2日間
県保育所長研修	指定職員	6人	2日間
現任保育士研修園長研修	指定職員	2人	4日間
現任保育士研修主任保育士研修	指定職員	1人	18日間
現任保育士研修中堅保育士研修	指定職員	2人	9日間
現任保育士研修乳児保育研修	指定職員	2人	3日間
現任保育士研修障害児保育研修	指定職員	1人	5日間
ワンダーサマーサークル	指定職員	5人	2日間
ことば遊び研究会	指定職員	5人	2日間
東海子ども文化セミナー	指定職員	6人	2日間
北信越東海主任保育士研修	指定職員	1人	3泊4日間
計		89人	

〈消防職員研修〉(1,517,442円)

ア 派遣研修

派遣先	対象者	実施回数	人数	備考
救急救命東京研修所	指定職員	1回	1人	救急救命士研修課程
愛知県消防学校	指定職員	9回	13人	初任科、特殊災害科、危険物科、救助科、上級幹部科、水難救助科等
計		10回	14人	

イ 講習

講習名	対象者	実施回数	人数	備考
救急標準課程（講習）	指定職員	1回	4人	
救急救命士薬剤投与（講義、実技、病院実習）	指定職員	1回	2人	
救急救命士薬剤運用試験（講義、実技）	指定職員	1回	2人	
救急救命士気管挿管 (講習、運用試験、病院実習)	指定職員	2回	2人	
計		5回	10人	

ウ その他

消防職員意見発表会として、職務を通じての体験、業務に対する提言や取り組むべき課題等について発表を行っています。

〈給食センター研修〉

職場内研修について、全職員を対象に衛生管理研修会を実施しています。また、学校給食センター連絡協議会の実施する学校給食調理員技術講習会、学校給食調理員等衛生管理研修会を調理員が受講し、また、共同調理場管理者研修を所長が受講しています。

〈技術研修会〉

市役所技術職員を対象に組織された研修会で、2月に1回の割合で、研修会を開催しています。主な研修内容として、講話等を実施しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

実施年月日	平成23年1月1日
対象者	一般職の職員
対象期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
評価項目	行動評価・実績評価
評価方法	S・A・B・C・Dの5段階

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

「福祉の保護」とは、福利厚生の制度及び共済制度並びに公務災害補償制度などの諸制度による職員の保護を指します。また、「利益の保護」とは、勤務条件に関する措置要求に関する制度及び不利益処分に関する不服申立て制度を指します。

(1) 福祉の状況

共済制度の状況	
地方公務員共済組合事業	費用負担
短期給付事業（健康保険）	
長期給付事業（共済年金）	組合員の掛金 50%
福祉事業（保険事業）	市の負担金 50%
介護給付事業	

定期健康診断ほか主な健康管理の実施状況（平成22年度）	
種類	受診者数
定期健康診断	587人
人間ドック・脳ドック (共済組合による保健事業)	348人

公務災害の発生状況（平成22年度）		
区分	公務災害	通勤災害
市長部局	2件	0件
教育委員会部局	0件	0件
消防本部部局	0件	0件

(2) 共済組合、互助会における事業の実施状況（平成 22 年度）

単位：円

区分	事業名	実施事業	市費負担額
共済組合	短期給付事業	療養の給付、出産費、埋葬料、傷病手当金、出産手当金、育児・介護休業手当金、結婚手当金、弔慰金ほか	206,847,486
	長期給付事業	共済年金。職員が退職、傷病、死亡の場合に職員又は遺族の生活の安定を図るため支給される給付。	689,611,765
	福祉事業	人間ドック・脳ドック助成、保養所利用助成、貯金、貸付、グループ保険ほか	7,395,618
互助会	給付事業	結婚給付金、永年勤続給付金、退職給付金、旅行給付金、弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金	1,800,000 (全体事業費 13,584,903)
	自己啓発助成事業	公的資格取得等助成	
	部会活動助成事業	市役所部会（清掃事業、職員駐車場借上事業、イベント入場料助成、スポーツクラブ等助成ほか） 保育園部会（各園親睦会、市民まつり参加助成ほか） 消防部会（スポーツ実施事業、各種施設等利用助成、スポーツクラブ等助成ほか）	
	貸付事業	臨時資金の貸付	

互助会について

平成 22 年 4 月 1 日現在の互助会会員数は、734 人です。

(3) 利益の保護の状況（平成 22 年度）

勤務条件に関する措置の要求	なし
不利益処分に関する不服申立て	なし